

産業廃棄物処理計画書	
2024年6月24日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市東区矢賀新町4丁目7番6号
氏名	大政建設工業株式会社
	代表取締役 金村 賢二
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-285-4661
広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大政建設工業株式会社
事業場の所在地	広島市東区矢賀新町4丁目7番6号
計画期間	2024年4月1日 ～ 2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 ¥1,215,514,000-
③従業員数	29名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	土木工事 がれき類（As. Co殻） 再生処理業者に委託して再生材として再資源化 木くず 再生処理業者に委託してチップとして再資源化 汚泥 自ら利用及び処理業者に委託して天日乾燥後処分 廃プラ・紙・金属及び 再生処理業者に委託して選別・破碎後再資源化処分

条例別紙1
 (条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（2023年度）実績量
 計画：今年度（2024年度）計画量

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物の種類																				
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	30.07	30									30.07	30	30.07	30						
紙くず	0.3	0.2									0.3	0.2	0.3	0.2						
木くず	144.98	120									144.98	120	12.98	20	132	100				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	3.9	2									3.9	2	3.9	2						
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鋳さい																				
がれき類	644.76	500									644.76	500	0	100	644.76	400				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	824.01	652.2	0	0	0	0	0	0	0	0	824.01	652.2	47.25	152.2	776.76	500	0	0	0	0

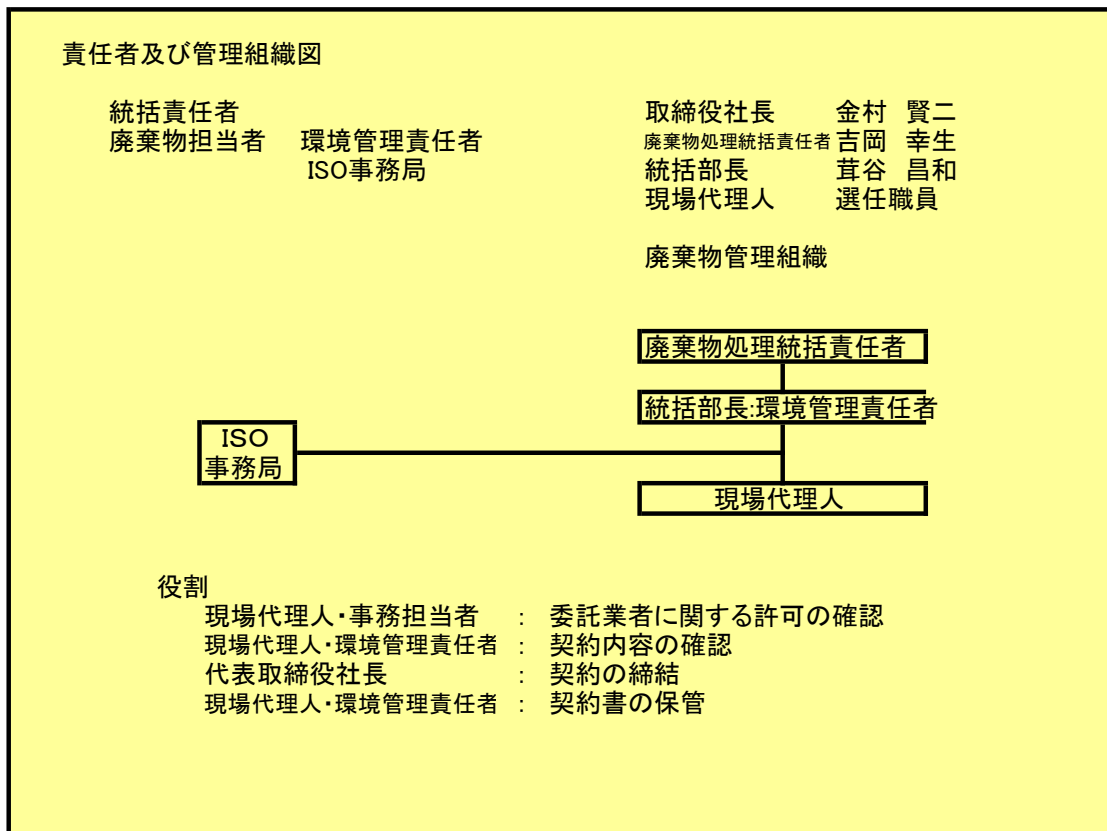
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・伐採木の利用 ・汚泥については自ら利用の促進
②計画 (今後実施する予定の取組)	・伐採木の利用及び工法の改善 ・汚泥については自ら利用の促進

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・がれき類、木くず、廃プラ、紙、金属をほかの廃棄物に混入しないように確実な分別、保管の実施
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・上記以外にも、石綿含有廃棄物の確実な分別保管の継続

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・汚泥の自ら利用(盛土材)
②計画 (今後実施する予定の取組)	・汚泥の自ら利用(盛土材)

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・委託基準に従って、産業廃棄物委託業者の選定
②計画 (今後実施する予定の取組)	・委託業者の選定については、優良業者を優先する